

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	中土佐町

中土佐町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中土佐町役場農林水産課
所在地 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1
電話番号 0889-52-2471
FAX番号 0889-52-3312
メールアドレス nosui@town.nakatosa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	中土佐町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1.987千円、1.66ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
シカ	水稲	81千円、0.06ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
サル	水稲	227千円、0.2ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
ハクビシン	水稲	0千円、0ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
タヌキ	水稲	0千円、0ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
アナグマ	水稲	0千円、0ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
ノウサギ	水稲	0千円、0ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
カラス類	水稲	0千円、0ha
	野菜・山菜	0千円、0ha
	果樹	0千円、0ha
	その他	0千円、0ha
カワウ	川魚等	0千円

(2) 被害の傾向

イノシシ

町内全域に生息しており、4月頃から10月頃にかけて被害が増加傾向にある。水稻への被害が大半を占めるが、山菜や果樹等への被害も発生している。近年は農作物の他に畦畔、石垣等の突き崩しの被害も確認されている。

シカ

大野見地区を中心に生息し、森林被害、農作物の新芽の捕食、果樹等の被害が報告されている。近年は生息地域も沿岸部まで拡大している。

サル

近年では中土佐町全域に生息域が拡大している。農作物被害として水稻を中心に食害が発生しており、四季を問わず出没傾向にある。また、人馴れによる民家への侵入情報も寄せられ生活環境被害も発生している。

ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ノウサギ

農作物被害は野菜・果樹・イモ類等の小規模な被害が主である。また、空き家等への侵入が確認されており、生活環境被害も発生している。

アナグマについては農作物に限らず畦畔といった農業基盤への被害も報告されている。

カラス類

水稻（稲の踏み倒し等）野菜・果樹への被害が発生している。

カワウ

四万十川流域ではカワウによるアユの稚魚の被害報告が寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (6年度)		目標値 (10年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	1,987千円	1.66ha	1,000千円	0.83ha
シカ	81千円	0.06ha	40千円	0.03ha
サル	227千円	0.2ha	113千円	0.1ha
ハクビシン	0千円	0ha	0千円	0ha
タヌキ	0千円	0ha	0千円	0ha
アナグマ	0千円	0ha	0千円	0ha
ノウサギ	0千円	0ha	0千円	0ha
カラス類	0千円	0ha	0千円	0ha
カワウ	0千円	0ha	0千円	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予察捕獲を実施 ・ 捕獲報償金の支給 ・ 狩猟試験免許の周知・補助 ・ 新規狩猟等へのくくり罠配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化による捕獲従事者の減少 ・ 新規狩猟者の確保 ・ 捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の整備への補助 ・ 集落ぐるみでの侵入防止柵の設置推進 ・ サルの追い払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化が進み、設置が難化 ・ 設置後の維持管理 ・ 高齢化による猟銃の免許所持者の減少
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保 ・ 緩衝帯の設置、放任果樹の除去の呼びかけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進み、担い手の確保が困難 ・ 個人の所有地のため対応が困難

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害対策実施隊員を中心に、行政、農林業関係団体、猟友会など、地域が一体となって被害防止に努める。そのために被害等の実態を把握し、効果的な捕獲を実施、狩猟者の確保並びに育成を推進し、継続的な捕獲を実施する。また、「鳥獣被害対策は行政や猟友会が行うもの」という認識を改め、集落全体で取り組む住民参加型の被害防止対策を推進していく。

近隣市町（須崎市・四万十町・津野町）との情報共有にも努め、連携捕獲等を強化する。防護柵については、適切な設置や管理方法についての啓発に努め、経済的かつ効果的に防除できるよう、専門家の意見等も交え集落全体の被害防除を考慮した計画的な対策を講じる。

引き続き狩猟期の捕獲に報償金を支払い、繁殖期間の捕獲圧を向上させる。

今後、ICT機器などの導入も検討して行く。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来からの体制を継続し、各地区で結成された捕獲班（猟友会、駆除協会、実施隊を含む）が、有害鳥獣の捕獲を実施。また、予察捕獲も継続して実施し個体数管理に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年 ～ 令和10年	有害鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none">・被害状況に即した捕獲の実施・新規狩猟者の確保及び助成・捕獲に対する報償金・猟友会等の関係団体との情報共有及び連携・町民全体に被害防止対策への理解と協力を求める

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>有害捕獲実績を参考に以下の通り設定する。</p> <p>【イノシシ】 令和4年960頭、令和5年542頭、令和6年1,216頭となっている。これまで実績を参考に900頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【シカ】 令和4年278頭、令和5年344頭、令和6年228頭となっている。これまで実績を参考に280頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【サル】 令和4年17頭、令和5年10頭、令和6年16頭となっている。これまで実績を参考に10頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【ハクビシン】 令和4年28頭、令和5年27頭、令和6年164頭となっている。これまで実績を参考に70頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【タヌキ】 令和4年159頭、令和5年37頭、令和6年117頭となっている。これまで実績を参考に100頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【アナグマ】 令和4年26頭、令和5年16頭、令和6年47頭となっている。これまで実績を参考に30頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【ノウサギ】 捕獲実績はないが、被害を未然に防止するために各年10羽の捕獲を目標とする。</p> <p>【カラス類】 令和3年以降捕獲実績はないが、被害を未然に防止するために各年10羽の捕獲を目標とする。</p> <p>【カワウ】 捕獲実績はないが、被害を未然に防止するために各年10羽の捕獲を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	900	900	900
シカ	280	280	280
サル	10	10	10
ハクビシン	70	70	70
タヌキ	100	100	100
アナグマ	30	30	30
ノウサギ	10	10	10
カラス類	10	10	10
カワウ	10	10	10

捕獲等の取組内容
銃器及びわなを用いて4月1日から11月14日までイノシシ、シカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス類、カワウを対象に捕獲を実施する。また、翌年2月16日から3月31日までハクビシン、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス類、カワウを対象に捕獲を実施する。また、サルは年間通して捕獲を実施する。 対象区域は中土佐町全域である。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 3km	ワイヤーメッシュ柵 3km	ワイヤーメッシュ柵 3km
シカ	ワイヤーメッシュ柵 0.3km	ワイヤーメッシュ柵 0.3km	ワイヤーメッシュ柵 0.3km
イノシシ シカ サル ハクビシン タヌキ アナグマ	電気柵 0.5km	電気柵 0.5km	電気柵 0.5km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ サル ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の周知 ・周辺環境整備の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の周知 ・周辺環境整備の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の周知 ・周辺環境整備の周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

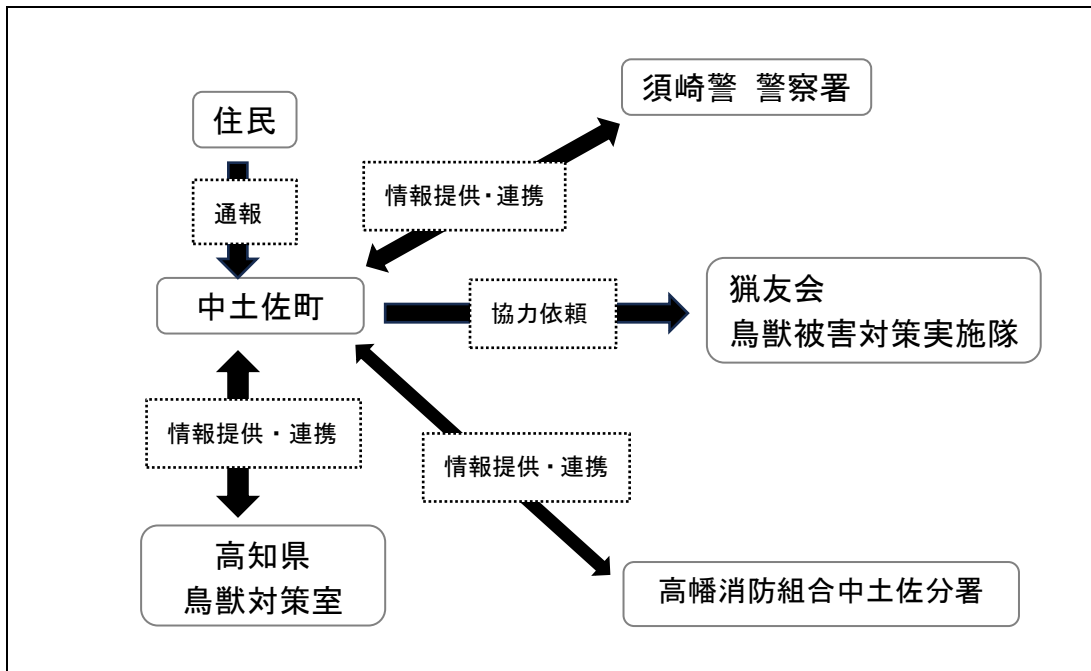
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年 ～ 令和10年	イノシシ シカ サル ハクビシン タヌキ アナグマ ノウサギ カラス類 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の地域住民への啓発活動

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中土佐町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、広報
高知県鳥獣対策室	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
須崎警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高幡消防組合 中土佐分署	情報収集・提供、救護
猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

環境に配慮した適正な処理に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	販売実態有り。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	
中土佐町有害鳥獣被害対策協議会	事務局
土佐くろしお農業協同組合	捕獲技術に関する専門的知識及び指導
高知県農業協同組合	捕獲技術に関する専門的知識及び指導
高知県農業共済組合四万十支所	鳥獣被害の詳細な情報の把握・連絡調整
中土佐町農業委員会	農家の詳細な情報の把握
猟友会	狩猟者の詳細な情報の把握・連絡調整
鳥獣保護管理員	県内狩猟者の詳細な情報の把握
中土佐町	地域、関係機関との連絡・調整・対策の推進及び啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策室	県内における広域的な情報の把握・情報提供
須崎農業振興センター	鳥獣被害等の把握・情報提供
須崎林業事務所	鳥獣被害等の把握・情報提供
NPO法人四国自然史 科学研究センター	野生生物に関する専門的知識の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成26年1月20日
(民間隊員の任命については29年4月1日から設置)
任 期：4月1日から翌年3月31日まで
構 成：民間隊員 (猟友会員)
中土佐町職員 (担当課職員及び狩猟免許所持職員)
実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、侵入防護
柵の設置、生息・被害調査、広報、啓発等
事務局：中土佐町農林水産課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高齢化による狩猟者の減少が懸念される。新規狩猟者の確保・育成に努め、被害防止対策の実施体制の維持を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町村とも連携を密に行い被害状況等の把握に努め、広域的な被害防止対策を図る。